

部活動ガイドライン



平成31年3月
木更津市教育委員会

目次

- 1 学校教育における位置付けと意義・・・・・・・・・・P1
 - (1) 部活動の位置付け
 - (2) 部活動の意義

- 2 部活動の在り方に関する方針・・・・・・・・・・P3
 - (1) 本方針の扱い
 - (2) 適切な運営のための体制整備
 - (3) 効果的な活動の推進
 - (4) 適切な休養日等の設定

- 3 学校及び顧問の役割・・・・・・・・・・P7
 - (1) 活動方針の策定及び活動計画の作成
 - (2) 運営上の留意事項
 - (3) 保護者等との連携
 - (4) けがや事故の防止

参考・引用文献

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
平成30年3月 スポーツ庁
- 「運動部活動での指導のガイドライン」
平成25年5月 文部科学省
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」
平成30年6月改訂 千葉県教育庁教育振興部体育課

1 学校教育における位置付けと意義

（１）部活動の位置付け

部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや芸術・文化に興味と関心をもつ同好の生徒が顧問（教師や指導員）の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

（２）部活動の意義

- スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 豊かな創造力、思考力の育成につながる。
- 教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。よって、学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

具体的には、全職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等において、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導者、また、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心掛けることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させる。

また、留意点としては、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすることなどがあげられる。

2 部活動の在り方に関する方針

(1) 本方針の扱い

本ガイドラインは、中学校を主な対象とする。

また、小学校についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

(2) 適切な運営のための体制整備

ア 方針の策定

校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の活動計画等を公表する。「学校の部活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをする。

イ 指導体制の構築

校長は、部活動顧問の決定に当たり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、教師の他の分掌や経験等を考慮して行う。また、必要に応じて、教師や生徒の数、施設面等を鑑みて、部活動の数が適正であるか検討をする。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行うことができるようにするとともに、各種通知を踏まえ、教員の勤務時間管理等を行いながら教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

（３）効果的な活動の推進

ア 適切な指導

校長及び部活動顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年文部科学省）や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成３０年３月スポーツ庁）、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成３０年６月千葉県教育庁教育振興部体育課）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成３０年１２月文化庁）本ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。

また、生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付けることは重要である。

運動部顧問は、スポーツにおける中央競技団体等の示す運動部活動における指導の手引等を参考にして、１日２時間程度の合理的でかつ効率的・効果的な練習が行えるよう努める。

イ 体罰の根絶等

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。顧問は、勝利至上主義に偏るあ

まり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

（４）適切な休養日等の設定

ア 適切な活動時間等

部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、部活動の適正化が必要である。

そこで、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

●適切な活動時間

長くとも、平日の練習時間は２時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日、長期休業中は３時間程度とする。（準備、片付けは練習時間に含めない。）

また、週当たりの練習時間の合計は１１時間程度※とする。

※ なお、部活動に加え、駅伝や陸上練習を行う場合、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）の研究を踏まえ、週当たりの練習時間における上限は、１６時間未満までとする。また、その期間は、５月１日から９月３０日までとする。

●休養日の設定

学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。夏季休業中は、週末及び閉庁日は行わず、平日14日以内の活動とする。（総合体育大会への参加は日数に含めない）冬季休業中は原則行わない。また学年末、学年始め休業中は、週末及び閉庁日は行わない。なお、週末に大会、コンクール等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

ウ 参加する大会等の見直し

校長は、参加する大会、コンクール等を把握し、週末等で開催される様々な大会、コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう参加する大会、コンクール等を精査する。

3 学校及び顧問の役割

(1) 活動方針の策定及び活動計画の作成

ア 活動方針の策定

活動方針の策定に当たっては、学校の教育目標を踏まえた上で、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意することが必要である。

イ 活動計画の作成

顧問による活動計画の作成に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであるとはいえ、学校教育の一環として行われるものなので、学校の教育目標や指導方針に沿って行うことが必要である。

指導者の一方的な方針により部活動を運営するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒のニーズ・意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、それに沿った活動計画を作成することが必要である。その際、長期的な期間や各学年等での練習内容とねらい、必要経費等を明確にし、入部の時や保護者会などの場を活用して生徒や保護者に説明し理解を得ることが重要である。加えて、年間を見通した活動日や参加予定大会、コンクール等の日程を明記することと併せ、月毎に、活動日又は休養日がわかる計画及びその実績を作成し、校長に提出することとする。校長はこれらの活動計画等を公表する。

なお、大会、コンクール等の結果や日々の活動を通して生徒等の意見を把握する中で、適宜、目標や計画を見直していくことも大切である。

（２）運営上の留意事項

ア 指導上の配慮

顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。顧問の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。また、活動目標によっては、生徒に大きな肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えた条件のもとでの練習が想定されるが、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握することが重要である。キャプテン、責任者等特定の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。

イ いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっている。顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが求められる。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。

ウ 会計の取扱

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

(3) 保護者等との連携

ア 保護者の理解

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。生徒の考えが様々であるように、保護者にも様々な考えがあり、また、生徒とその保護者の考えが必ずしも同一とは限らない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、保護者や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設けたりするなどし、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

イ 保護者への協力依頼

大会の応援や引退時の行事などにおいて、保護者の協力を求めることも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより都合の付かない保護者も存在することから、過度な協力要請にならないよう十分な配慮が必要である。

(4) けがや事故の防止

ア 発達段階に応じた指導

運動部活動は、体を動かす活動が中心のため、けがや事故が起きる可能性が高いと言える。また、生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることはもちろんだが、各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認が必要となってくる。また、大会での入賞や試合での勝利が目標の一つになることが多いため、心身に負担のかかる練習も行われ

ることがある。その際、体調等に優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりが必要になってくる。また、熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要である。

イ ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましい。事故防止のために種目の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより、徹底を図ることが必要である。また、必要に応じて、掲示物を作成して示したり、保護者等に対しても協力を依頼したりすることもある。

学校外で活動をしたり、大会等で学校外の場所へ移動したりする際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、生徒だけで活動することがないようにする。また、活動場所の安全点検や時間帯・人数・運動量等に配慮する。大会、コンクール等で学校外の場所へ移動する際、顧問等の引率責任者がつくことを基本とする。特に、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導しておくことが望ましい。

ウ 施設・設備の点検

施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられているが、日常的な安全の確認や点検こそ望まれる。部として施設や用具を大切にすること意識を高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す。万一、施設・器具に不備や顧問の指導に瑕疵があってけがや事故が起きた場合の責任は、大変大きいものがある。事故の状況によっても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

エ 校内体制の整備

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等、校内体制の整備と職員間の共通理解を図る。生命に関わる点でもあるので、年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることも大切である。特に、AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることが重要である。

通常、部活動は顧問が直接指導に当たるが、他の校務などで、活動場所に顧問が付いてもらえない場合もある。こうした場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全職員で共通理解を図りながら、他の職員との連携のもと、活動内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。